

14.5-189



1200501215201

14.5
189

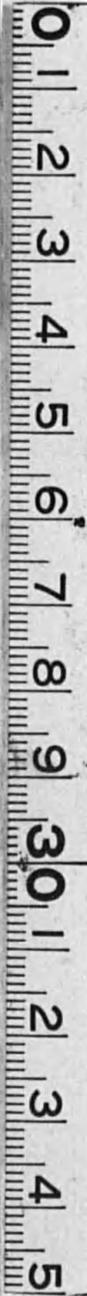
調查資料第十輯

橫濱港重要貿易品解說

(其四)

(絕緣電線)

橫濱商業會議所調查部



始



14.5-189



横濱港重要貿易品解説 (其四)

目次

第五、絶縁電線

- (一) 概説
- (二) 我邦の生産状況
 - (1) 全国生産高
 - (2) 生産地
 - (3) 主要生産工場
 - (4) 工場の設備
- (三) 材料
- (四) 種類
- (五) 輸出入の状況
 - (1) 輸出高表
 - (2) 輸入高表
 - (3) 横濱、神戸、大阪、三港輸出高對比表
 - (4) 輸出商況
- (六) 建値、賣買單位及荷造
- (七) 絶縁電線及其諸材料の輸入税



横濱港重要貿易品解説 (其四)

第五、絶縁電線

一、概説

明治年間我邦の電気事業が猶發達せなかつた時代には、絶縁電線も他の一般電気材料と共に毎年其需要額に應じて之を輸入する状態であつたが、電纜類の如き複雑な製品は別とし、一般に屋外、屋内などに使用せらるゝ電燈及小規模動力の誘導材料としての絶縁電線の如きは、其製造工程が比較的簡單で、大規模な或は高價な製造用器械を必要とせぬものであり、尙其主要材料たる銅は我國産品でもあると云ふところから、明治の末期頃から弗々小規模工場の設立を見る様になつた。

一方住友、古川、藤倉等の製造工場は逐年其設備を擴大し、工程の極めて複雑な電纜類の如きをも充分に製出し得るやうになり、今では如何に精緻な構造のものでも國産品で間に合ふ程度迄發達した。

之等大工場の製品は前記製造工程の簡單な製品をのみ其生産目的とする小規模工場の増設と相俟つて、國內の絶縁電線製造業は國內丈の需要のみを目標とせず、海外に迄販路を求めるやうになり、今では絶縁電線も一つの重要な輸出品と見られることになつた。

従つて從來毎年繰返された絶縁電線の輸入數量は大いに減すべきであるが、然し本邦の斯業には其經營上尙生産費其他の點に於て改善を要すべきものもあるものゝ如く、輸入品が多大の運賃及諸掛を負擔しても尙往々にして國産品の賣價以下に採算せらるゝことがあつて國內市場を全然國産品で壓倒してしまふことはなか／＼困難で、電纜類の如き今に尙輸入が繼續せられてゐる。

又支那、南洋方面の市場に於ても英、獨、米の製品は其生産費の點や製品の精緻な點等に於てはよく本邦品に對抗し得る實狀にあつて、我製品の海外に於ける販路開拓は樂觀を許さぬ状態に置かれてゐる。輓近國內に於ては帝都復興材料としての需要の一巡と、一般財界の不況による需要量の減退、海外に於ては他國品との競争等内外の不利な情勢にあつて、種類に依つては生産過剰に陥つて居るものもあるものも多く、斯業者間の賣込競争は激烈に行はれてゐる。

二、我邦の生産狀況

(1) 全國生産高

最近七年間に於ける全國生産高は左の數字を示してゐる（農商務省商工省統計に據る）

年次	全國生産高
大正八年	四〇、九九六、七九四圓

同 九 年	四五、一三三、七〇七圓
同 十 年	三〇、二六九、九九八圓
同 十 一 年	一四一、八三六、四九九圓
同 十 二 年	五六、三九〇、一五三圓
同 十 三 年	五四、六九一、七九二圓
同 十 四 年	四九、六二八、六七九圓

右表中大正十一年に於ける生産額が特に大きいのは、支那交通部からの大口注文があつたことが影響して居るものと見られる。大正十二年の關東大震災は古河電氣工業の經營する横濱電線製造所、東京の藤倉電線株式會社等の諸工場を燒失せしめて其後一時生産額の減少を招いた。

(2) 生産地

主なる生産地を地方別に見る時は東京府、大阪府を第一とし、神奈川縣、三重縣、兵庫縣等之に次ぐ。大正十四年度に於ける主要生産縣の生産額は次の通である。（商工省統計）

東京府	二〇、七七七、九三一圓
大阪府	二〇、五七〇、六八一圓

兵庫縣	四、九三九、六六九圓
神奈川縣	一、四〇五、六一九圓
三重縣	一、二五二、五五五圓
愛知縣	一八六、三八五圓
岐阜縣	一〇三、〇〇〇圓

東京府には藤倉電線株式會社、日本電線株式會社其他幾多の小工場あり、大阪府には住友電線製造所其他大少幾多の工場があり、兵庫縣には尼ヶ崎市に日本電線製造株式會社あり、神奈川縣には古河工業の横濱電線製造所其他一二工場がある。岐阜、愛知には東京線、バインド線、バラフィン線等の簡略な製品を出す工場多く、三重縣には四日市に東海電線株式會社がある。

(3) 主要生産工場

(大正十四年末現在
逓信省電氣局調)

名 稱	資本金又ハ 投資金額	主 要 製 品	創 業 年 月	所 在 地
藤倉電線株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇 ^円	各種電纜、各種被覆電線、 絹、綿捲線、裸銅線、被鉛線、 可撓紐線、電線附屬器具	明治十八年二月 明治四十三年現組 織ニ變更	東京市深川區平久町二ノ六及 東京市外千駄ヶ谷町九三二
株式會社住友電線製造所	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同	大正九年十二月	大阪市此花區恩貴島南町六〇

古河電氣工業株式會社	(一〇、〇〇〇、〇〇〇)	同	明治二十九年六月	横濱市神奈川區西平沼町 九州電線製造所 門司市大里町四三九二 日光製銅所(原線) 栃木縣日光町清流五〇〇 東京府南葛飾郡寺島町三、〇五〇
日本電線株式會社	三、〇〇〇、〇〇〇	各種電線類	明治四十年二月	川崎市新川通及 横濱市神奈川區神奈川町浦島町
東京製線株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	各種被覆電線、可撓紐線、 裸銅線、電話用局内ケーブル、 ル、エナメル線、雜線	明治四十五年七月	東京市芝區仲門前町二ノ一 大阪府此花區境川町二ノ四六 及尼ヶ崎市大洲村
神奈川電氣工場株式會社	二〇〇、〇〇〇	絹、綿捲線、裸捲線、可撓 紐線、雜線	明治四十年十一月	東京府鎌谷町下澁谷町九三四
日本電線製造株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	各種電線類	明治四十年十一月	代々幡町幡ヶ谷三四四
千代田電線株式會社	一三三、〇〇〇	各種被覆電線、可撓紐線、 雜線	明治三十九年七月 大正四年八月現組 織ニ變更	瀧ノ川町田端一九九
明治電線株式會社	五〇〇、〇〇〇	同右及裸銅線、電話線、雜線	大正九年五月	同
豊國電線製造所	一八〇、〇〇〇	第三、第四種絕緣電線、裸 銅線、雜線	同	同
東京電氣瓦斯株式會社	一〇〇、〇〇〇	電話用局内ケーブル、電話 紐、雜線	同	同
東海電線株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	第一乃至第四種絕緣電線、 可撓紐線、裸銅線、雜線	大正六年十二月	四日市市濱田四二〇五
株式會社帝國電線製造所	一、〇〇〇、〇〇〇	第一、第二種絕緣電線	同	大阪府東區木野町二〇
日の丸電線株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	第一乃至第四種絕緣電線、 裸銅線、可撓紐線、雜線	大正七年十二月	同
谷口電線株式會社	五〇〇、〇〇〇	第一、第二種絕緣電線、雜線	大正九年一月	同

藤井電線製造所	100,000	同	大阪市浪速區水崎町七二一
大同電力株式會社	(一三、六三、〇〇〇)	第一、第二種絕緣電線	堺市龍神橋通二ノ三五
帝國護謨電線株式會社	三〇〇,〇〇〇	電線類	大阪市西淀川區蒲江通五七八
津田電線合名會社	三〇〇,〇〇〇	第二、三、四種絕緣電線、可撓紐線、裸銅線、被鉛線、雜線	京都府伏見町堀上及同八幡町橋本
沖電氣株式會社	(五、〇〇〇、〇〇〇)	電話局内ケーブル、電話紐雜線	東京市芝區田町四ノ二及東京府荏原郡大崎町桐ヶ谷
日本電氣株式會社	(一〇、〇〇〇、〇〇〇)	電話局内ケーブル、電話紐	同 芝區三田四國町二
共立電機電線株式會社	(五〇〇、〇〇〇)	電話局内ケーブル、電話紐雜線	同 麻布區富士見町三九

註 資本金ニ括弧セルハ他ノ工業ヲ兼營シ又ハ他ノ工業ノ附隨的工業トシテ電線類ノ製造ヲナスモノ、創業年月日中ニハ單ニ組織變更ノ年月日ヲ記載シタモノモアル。

(4) 工場設備

一概に絶縁電線と云つても其種類は頗る多く、従つて之等の生産に要すべき機械類も可成種類が多い。各工場は自分の生産目的とする電線の製造に必要な丈の設備をして居るので、どんな種類の線でも製造し得る程に設備して居る向は少い。殊に電纜類の製造設備に至つては僅かに三、四の工場に於て整備されて居るに過ぎない。

電線製造の工程は導體となるべき心線の引延しから初るものと見られる。最も普通の導體としては銅線

であるから伸銅作業を先づ第一段の工程と見るべきであらう。伸銅作業は會社に依つては獨立した伸銅工場を持つて居て、直接に所要の心線を得るものもあり、又伸銅せるものを材料として仕入れて後更に自家の設備によつて所要の細さに迄引き落す所もある。

伸銅の次に必要なものは撚線装置である。電線の太さが或程度を越えるときは硬直して敷設に困難を感じるから其程度を超えた太さの導體を必要とする場合には線に可撓性を與へる爲に撚合せた導體を使用する。又特別な用途から特に多數細線の集合に依つて可撓性を特に多くする必要のあるものもあるので撚線装置が必要なのである。尙護謨被覆の絶縁電線に要すべき導體は護謨の硫化作業によつて導體の銅を損傷するもの故護謨被覆線の導體には錫鍍を施すのが普通であつて錫鍍の設備も必要になる。

以上は導體に關する設備であるが、被覆設備としては被覆材料の加何に依つて各々異つた装置が必要になる。即ち木綿被覆線には綿糸横巻器械、紙巻器械、綿糸編組器械等を、護謨被覆線には護謨混合用のロール装置、同被覆装置硫化の装置等を要する。尙電纜類に對しては、紙ケーブルの紙巻設備や被鉛装置、鐵板、鐵線絨斗等の纏捲装置などが必要である。尙綿、ゴム被覆線には塗料塗布の設備を、又エナメル線にはエナメルの焼付乾燥の設備を要する。

以上諸設備中には各工場で各局部的な研究を加へ自家獨特の装置を行つて居るものもあり、殊に電纜類

製造に要する諸装置などに付ては各自公開せぬ點が多々あるのである。

尙最後には是非必要なのは製品及材料の検査設備である。大工場に於ては各完全な其設備を有し、現物受渡の際賣買双方の立會の上で製品の電氣的試験を行つた上、受渡されることが屢々ある。

三、材 料

絶縁電線の材料は之を導體と被覆材料とに分けて見ることが出来る。導體として多く用ひられるのは言ふ迄もなく銅線であつて、電氣銅が用ひられる。銅線は又焼鈍しに依つて硬軟二種を生じ各其用途に従つて兩方共用ひられる。尙之等銅線が護謨被覆線として使はれる時には導體は錫鍍せられ錫鍍銅線として使用せられるのが普通である。又特種用途の爲に硅銅、燐銅などの用ひられる場合がある。

銅以外の導體としては亜鉛引鐵線、洋銀線、アルミニウム線、鋼線等がある。鐵線は一般に導體としては銅に劣つて居るけれども値段の低廉な爲に銅線に代用せられる。鋼線は機械的に強靱な點が特長で銅線又はアルミニウム線等に混合使用せられる場合が多い。洋銀線は主として細線用として小規模の電氣器械器具類に使用せられる。

被覆材料中には電氣の絶縁材料としてのもの及外部からの機械的損傷を防止する爲のもの、耐水性、耐

熱性、耐酸性等を有する諸材料並に導體が一條でない場合、其出來上りを所定の形にする爲めに介在せしむる材料等がある。

絶縁材料としては綿糸、絹糸、柞蠶糸、護謨、綿テープ、護謨テープ、紙及之に浸透せしむべき油、麻糸、コムバンド、エナメル、等が用ひられ、外物損傷防止の爲めには鉛、同テープ、鋼板、鐵線、麻糸、綿糸、等があり、耐熱用としては主としてアスベスト糸がある外耐熱、耐水、耐酸の爲めには各種の塗料がある。エナメル及各種塗料の如きは各社共各種の研究を積み、其混合物及其成分量の如きは秘せられて居るものが多い。介在としては普通綿糸、麻糸等が用ひられる。

四、種 類

絶縁電線は電燈、電話、電信、電力、電熱等使用目的により、或は使用電壓、抵抗等の差違により、或は屋外、屋内、架空線、暗渠内、濕氣ある場所、露出せる場所、蔭蔽せる場所など其使用個所により各其太さ、導體の種類、被覆材料の様等を異にするもの故、その分類も亦これに従つて色々出来るので之を總體的に見る時は其種類は數百種にも上るものである。左記は唯其一斑を窺ふ爲其用途及被覆材料形状等を標準として便宜的に分類列記したものに過ぎないので技術的に見たならば妥當を欠いてゐ

る點もあると思はれる。

一、マグネットワイヤー、發電機、電動機、變壓器、其他電氣機械器具の捲線に使用せらる。綿、絹巻線は導體に綿、絹糸を横巻したるもの、エナメル線は導體に絶縁性を有するエナメルを焼付けたるものとす。之を大別すれば左の各種とする。

- 1 一、二、三重綿巻線
- 2 平角綿巻線
- 3 綿巻編組線
- 4 アスベスト紙被覆綿巻線
- 5 綿巻平角可撻紐線
- 6 一、二、三重絹巻線
- 7 エナメル線
- 8 エナメル綿、絹巻線

二、木綿被覆電線

1 第一種絶縁電線 仕様は電氣工作物規程細則七六條に定めらる。撻綿糸を以て導體を一回緊密に編組し、絶縁性耐水質混和物を十分に浸透せしむるもの。導體は銅又は鐵とす。

2 第二種絶縁電線 仕様は電氣工作物規程細則第七七條に定めらる。第一種と異なる所は綿糸編組を二回行ふものとす。導體は銅又は鐵とす。

3 バイント線、銅心、鐵心の二種あり。綿糸編組一回に絶縁耐水塗料を施す。編組前に綿糸の横巻を施したるものあり。緊摺用とす。

三、アスベスト編組線 所要の導體にアスベスト糸を一重又は二重に横巻し、又は同テープを纏捲し、時には其上より更に耐熱性塗料を浸透せしむるもの及更に其上に絹又は木綿にて編組したるもの等あり。抵抗器、電熱器等の導線として用ふ。

四、ベルコート 極めて細き軟銅線の集合せる導體に綿糸の横巻、綿、絹糸の編組を施せるものとす。呼鈴用。

五、パラフィン線 導體に綿糸又は絹糸を被覆しパラフィンの混和物を浸透せしめて耐火性を與へたるものにして、室内の電信、電話電鈴、交換器其他一般の弱電流回路として用ふ。横巻パラフィン線、編組パラフィン線、絹巻編組パラフィン線其他多對入編組パラフィン線、エナメル護謨編組パラフィン線等種々あり。

六、局内ケーブル 導體に柞蠶糸、家蠶糸を二度纏捲し更に色別せる綿糸を纏捲し、之を單心又は二ヶ撻、三ヶ撻に撻合す。裝鍍は綿糸マニラペーパー、純鉛テープ、マニラペーパー、綿糸の順に纏捲し、更に綿糸の編組を施し、鉛ベイントを塗抹す。丸型、圓型

平型、エナメル、含浸等の種類あり。

七、護謨絶縁電線

1 第三種絶縁電線 仕様は電氣工作物規程細則七九條に規定せらる。純護謨二〇%以上を含有する護謨混合物にて一回被覆したる上、撻綿糸にて一回編組し黒色絶縁耐水性塗料を施すものとす。

2 第四種絶縁電線 六〇〇Vに使用するものは電氣工作物細則八〇條の仕様による。白黒二層の護謨被覆及護謨引テープを纏捲の後撻綿糸編組一回を施したるもの。尙三、三〇〇V、六、六〇〇V、一一、〇〇〇V等使用電壓の程度に従つて被覆護謨の純分量及厚さを異にす。

3 可撻紐線(コード)

(一) 電氣工作物規程第十六條、同細則七一條乃至七五條に定むる仕様によるものにして、第一種可撻紐線(軟銅撻線を導體として綿糸又は紙帯の纏捲一回、護謨被覆一回、更に綿糸又はカタン糸、絹糸等にて編組し二ヶ撻として用ふ)第二種可撻紐線(第一種の心線に木綿編組又は紙捲を施したる上其二條を合せて綿糸の介在と共に一本に編組し丸型とせるもの)第三種甲可撻紐線(第一種に絶縁性耐水混和物を浸透せしむ)第三種乙可撻紐線(第二種に絶縁性耐水混和物を浸透せしむ)第四種可撻紐線(導體に綿糸纏捲一回、護謨被覆一回の後、二本を護謨混合物を介在として圓筒型とし、編組を施す)以上第一種乃至第三種は電燈用、第四種はシガライターの如き電氣器具に移動用として用ふ。

(二) 電熱器可撻紐線 二五〇ワットを超過する電熱器に使用す。アスベストの横巻及編組を行へるもの多し

(三) 劇場用可撻紐線 劇場其他之と類似の場所に於て移動用に使用するものにして、第三種乙可撻紐線を更に麻糸等の強靱なるも

のにて緊密に編組し、又は皮革或はズックにて装綴す。輕量にしてしかも損傷を耐ふるを要とす。

(四) カーゴワイヤー 船内移動電燈用等に用ふ。綿糸横巻、護謨混合物被覆、色分けの護謨テープ纏巻の後其二本を介在の絨斗と合せて麻糸にて編組し、更に其上に絶縁耐水物を浸透せしむ。

4 電信電話線 逓信省規定により硫化護謨二層以上の被覆、綿糸の緊密なる編組を要す。二ヶ撻、三ヶ撻等あり。使用個所により左の如き種類あり。

- (一) 加入者引込線 (二) 硅銅加入者引込線 (三) 共電式加入者引込線 (四) 硅銅共電式加入者引込線 (五) 電話線繫線 (六) 共電式電話線繫線
- (七) 電話單線室内護謨線 (八) 電話二ヶ撻室内護謨線 (九) 電話局内護謨線 (十) 共電式二ヶ撻ジャムバー線 (十一) 同三ヶ撻ジャムバー線
- (十二) 電話可撻接續線 (十三) 電信可撻接續線 (十四) 編組地線

5 其他の諸線 リードワイヤー(發電機、電動機、變壓器等の導線として使用す) 耐酸用護謨線(酸類發生個所の使用に適せしむる爲耐酸性塗料を充分に浸透せしめたるもの) イグニッションワイヤー(自動車、飛行機其他内燃機關の發火用導線として特殊の護謨混合物の被覆、特殊の耐水質混合物を浸透せしむ) キャブタイヤーワイヤー(可撻性、耐水性に富み化學的にも機械的にも強靱なるを以て移動、曳廻用等取扱激しき個所に用ふ。可撻線を導線とし特殊の硬質護謨混合物を以て各線間を填充し且十分なる厚の装綴被覆を施したるもの) 鐵線螺旋捲護謨線(可撻護謨線の上に亜鉛鍍鐵線を螺旋狀に纏捲す。工場、鑛山等にて移動用を使用せらる) 其他其用途に應じて種々の仕様のもの使用せらる

八、被鉛電線、電纜

1 被鉛護謨絶縁電線 使用電壓に適應すべき護謨混合物にて被覆、護謨引テープ纏巻の上被鉛す。二心入、多心入、二心平型等あり

2 絨斗捲被鉛護謨絶縁電線 被鉛護謨絶縁電線の上に更に絨斗の横巻を施し防腐蚀性混和物を浸透せしむ。發電所、變電所工場等にて外傷を受くる恐なき暗渠内に敷設するに適す

3 装綴被鉛護謨絶縁電線 前項の電線に亜鉛鍍鐵線數條を並列捲回す

4 電信電話用鉛被紙ケーブル 各其用途に従つて電話用架空鉛被紙ケーブル、同地下鉛被紙ケーブル、同重信鉛被紙ケーブル、電信電話用合成鉛被紙ケーブル、電信用無誘導鉛被紙ケーブル等夫々仕様を異にす

5 動力用紙絶縁ケーブル 鉛被紙ケーブル、絨斗捲鉛被紙ケーブル、鋼帶裝鉛被紙ケーブル、鐵線裝鉛被紙ケーブル、扇型鐵線裝鉛被紙ケーブル 鉛被紙ケーブル、絨斗捲鉛被紙ケーブル、鋼帶裝鉛被紙ケーブル、鐵線裝鉛被紙ケーブル、扇型鐵線裝鉛被紙ケーブル 上等其使用個所、用途等により或は使用電壓の大小により仕様に様々の別あり

九、軍用線 陸軍には大、中、小被覆線(野戰電話線にして導線に鋼線を混合したる護謨被覆線なり) 無線用電線等あり海軍には海軍電線電纜規格による各種線、海軍兵器用各種線、艦船用電纜等特別仕様のもの種々あり特に嚴密なる検査を経たる上使用す。

尙以上の外にも需要者の要求に依つて様々な仕様のもが造られるのであつて殊に輸出品は保安的規程の嚴重な内地に需要せらるゝものと異つて比較的自由的な立場にあるものも多く某國向など稱して殊に簡單に而も廉價な材料を使用して製造せらるゝものもある。内地用品の仕様は逓信省は電氣工作物規定で制限をし尙同細則に仕様を規定して居る外各種の線に就ての仕様を發表して居り其他日本電氣工業委員會や、電氣協會でも色々の仕様を發表して居る又各製造會社は各々自家製品に就ての仕様を發表し之を規準として製造に従事して居るのである。

五、輸出狀況

(1) 輸出高

最近六年間に於ける全國輸出額は左の通りである。(左 價數量)

仕向地	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
支那	一、五〇、四三〇 <small>担</small>	六、八〇、〇八〇 <small>担</small>	八、六七八 <small>担</small>	四、二八七 <small>担</small>	八、八二二 <small>担</small>	六、四四六 <small>担</small>
關東州	一、一三、六〇五	六、七二、二六九 <small>担</small>	六、六一、〇三〇 <small>担</small>	三、一六、七五八 <small>担</small>	五、七七、八一〇 <small>担</small>	四、六四、九四六 <small>担</small>
香港	一、二九、三六四	一、六三、六六六	六、七六、六二九	八、八八、七二二	六、八八、三九九	一、〇三、四八五
蘭印	二、八七、九五二	一、九〇、八六一	三、二、四五一	九、一、二四二	七、三、七二二	三、三、九四七
其他	三、二五、七三一	七、一、九二七	一、七六、三三八	七、一、〇七九	二、八二、一六〇	一、〇〇、〇七三
計	三、二七、〇九二	七、八一、八二二	一、六〇、九四八	一、三、七二〇	一、七、七四四	一、八、六三三

(2) 輸入高表

年次	海底電信及電話線		其他の絶縁電線		價格合計
	數量	價額	數量	價額	
大正十五年	九三	三〇七	三〇、〇四一	一、二二一	一、四二八
十四年	四〇三	一、五〇二	五、二六〇	九六八	二、四七〇
十三年	三三九	七三六	一五、五五六	七一六	一、四五二
十二年	一六九	四四二	三八、九二二	一、八八五	二、三二七

明治四十三年以降の全國輸入額は左の通りである。

年次	數量	價額
十一年	八三〇	一、七一
十年	一、六一三	一、六一三
九年	六、六六〇	一、六一三
八年	一、二九四	一、二九四
七年	三〇九	三〇九
六年	九二六	九二六
五年	五二一	五二一
四年	二〇六	二〇六
三年	三三六	三三六
元	一、五九四	一、五九四

(3) 横濱、神戸、大阪三港輸出高對比表

年次	横濱		神戸		大阪	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正十年	二一、七九〇 <small>担</small>	一、七七六 <small>千円</small>	四、二三八 <small>担</small>	三四四 <small>千円</small>	一三、九六四 <small>担</small>	九九七 <small>千円</small>
同十一年	五五、一六二	五、〇八五	二、六三三	二二三	一一、四八九	六七九

同	十二年	一一、一五八	八六六	七二六	七七	九、二五一	六二九
同	十三年	七、五〇五	四四八	五〇〇	六六	九、八九一	七七七
同	十四年	一三、五八〇	九〇五	九二九	一〇三	八、二九九	五五四
昭和元	年	一五、六四五	九九四	五八九	六一	七、七五四	五六四

一六

(4) 輸出商況

現今世界各市場に於ける各國製品の販路は大體に於て左の通りであると云ふ。

支	那	英國 (Henley, Heahly) 獨 (Siemens A. E. G.) 米等のもの
南	洋	和 (Draka, Dika) 獨 (Ferten) 白、英、米の產品
印度及濠洲		英 (C. M. A.) 獨の產品
近	東	獨、和、白、伊等の產品
南	阿	英 (C. M. A.) 獨の產品
南	米	獨 (Siemens) 伊、英、和、白、米の產品
中	米	米、獨の產品
シベリヤ		獨、米の產品

歐州大戰中は歐米品の亞細亞方面に對する出廻が不足したので、此方面に對しては國產品が代つて其需要を充すに至つたのであるが、戦後歐米品の供給力回復に伴ひ南洋、新嘉坡、濠洲方面に對する我輸出量は激減或は杜絶し、支那方面にのみ辛うじて従來の銷路を維持するに至つた。

大正十一年に於て支那に對する輸出量の激増を見たのは其前年東亞興業株式會社が支那交通部との間に締結した有線電信借款の契約條項に基き交通部の注文した海底電纜の積出があつた爲と見られる。其他支那に於ける一般市場向の注文品は英、米、獨三國の製品に對する競争があり、加之屢時日貨抵制運動に厄せらるゝ上に本邦品の出來榮は尙前記諸國の製品に及ばぬ點もある由で兎角販路の伸展を沮まれる状態にある。

尙大正十一年には古河電氣工業株式會社及中日實業株式會社が支那の交通部と合辦を以て上海に資本金百五十萬圓程度の一電線製造工場を興し支那一般の需要に應ずる目的を以て専ら被覆電線の製造を開始したので一時此方面に於ける東京線、護謨線等の需要は當然該工場の製品によつて或程度迄充されるに至り、我國產品需要減の一因をなした。尤も該工場は其後内部に紛糾した事情でもあつたか業績面白からず最近工場閉鎖の止むなきに至つた。

大正十三年後の一般輸出状態を見るに十三年一百三十七萬圓、十四年一百七十萬圓、十五年一百八十六萬圓で前述の如き特別理由が除外せられた後を受け一度減少の後次第に順調な増加を示して居る。十四年の増加に於ては我爲替相場の逆調及従來英、獨の市場であつた蘭領印度方面に對する輸出増加等に注目すべく、十五年の増加は北支方面への輸出増加によるものと見られる。

由來本品の如きは一般の日用品と違つて其輸出増加には海外に於ける電氣事業の發達を先決問題とするものであるから短時日の間に需要量の激増を期することは無理な注文であらうが、せめて支那及南洋方面の需要丈に對しては是と最短距離にある供給國として我製品を優勢の地位にあらしめねばならぬと思はれるのであるが、上海等の市場に於ける英、米等の製品の出値は應々にして本邦品の夫よりも下廻つて居り或は長期の信用貸を受諾する等の方法によつて居るので、本邦品が彼等と競争するには其生産原價の低減及取引條件の緩和等に更に一段の工夫を要するものと思はれる。

六、 建値賣買單位及荷造

絹、綿捲線、エナメル線等の細線類は専ら目方を以て賣買せられる。内地に於は又、貫建、外國向は瓦、庇、封度等で製品は紙又は木製のボビンに捲いてある。其外の電線類は健値及賣買單位共大抵一千尺であるが電纜類の小取引には屢々一尺を建値とすることがあり又需要者の要求によつて一本の長さを指定することがある。是等電線電纜類の包装は普通一本一五〇庇(四十貫)見當以上のものは之を木製又は鐵製のドラムに捲き以下のものは輪狀に束ねて大抵二回麻布捲きとする。細き被鉛線の如きは麻布捲の上を更に菰及藁繩にて纏捲する。ドラム捲のものは捲き

終つた上に麻布を捲きドラムの兩端を通じて割木を打ち付けて堅牢なものとしドラムに重量品名及使用の際ドラムを回轉すべき方向等を記入する。

尙輸出向コード類及所謂支那コードとて支那方面向の爲め特別の仕様によつて作られた輕量な護線類の如きは建値、賣買單位共一把(百碼もの、百米突もの等)を以てし、包装方法としては一本づゝ小型の輪狀にし紙、麻布、藁菰等で纏捲し、輕量のもの之を更に適當の把數丈つゝ木箱に詰めるものもある。

七、 絶縁電線及其諸材料の輸入税

486 絶縁電線		二、其 他	
一、金屬を以て鍍装したるもの		甲 フレキシブルコード	
甲 海底電線及海底電話線		(イ) 絹を用ひたるもの	從價 二五%
乙 其 他		(ロ) 其 他	百斤 一・八〇
(イ) インデアラパー又はガタパーチヤを用ひたるもの	百斤 二〇・〇〇	(イ) インデアラパー又はガタパーチヤを用ひたるもの	百斤 二六・〇〇
(ロ) 其 他		(ロ) 其 他	從價 二五%
(ロ) 一電信電話用のもの百斤	五・五〇		
(ロ) 二其他	一・二〇		

143	護 護			
464	生インテアンラバー生カタパーチャ 銅			無税
	塊及錠	一〇〇斤	七・〇〇	
	條及竿	"	一五・〇〇	
	板	"	一六・二〇	
	線	"		
	甲 金屬を鍍せるもの	"		
	(イ) 徑〇、五耗を超えざるもの	"	一九・三〇	
	(ロ) 其他	"	一五・七〇	
	乙 卑金屬を鍍したるもの	"	二〇・四〇	
465	燃合線	從價	三〇%	
	鉛			
	塊及錠	一〇〇斤	〇・四〇	
	板	從價	二〇%	
466	線紐及布	"	二〇%	
	塊及錠	一〇〇斤	三・七五	
	錫			

紙

絶縁紙としては特に其課税標準なく紙の品質、色、其他より判定し適宜の項目中に入れ課税す、包装用紙として通關せらるゝもの多し

367 包装用紙及燐寸用紙 百斤ニ付 二・四〇

註 品名に冠せる數字は税率番號とす

終